



令和6年能登半島地震における

被災宅地危険度判定広域支援に向けた職員派遣について

令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様および関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、国土交通省からの支援要請に基づき、被災された方々の暮らしを支えるため、被災宅地危険度判定に携わる職員を、下記のとおり派遣します。

記

【被災宅地危険度判定広域支援】

- 業務概要 被災宅地危険度判定※に係る全体調整・進捗管理等
- 派遣場所 内灘町、宝達志水町、羽咋市
- 派遣人数 2人
- 派遣期間 令和6年2月12日（月）～令和6年2月21日（水）（予定）

※被災宅地危険度判定業務

大規模な地震や豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、被害の発生状況を把握し、二次被害を軽減・防止して住民の安全を確保することを目的とした業務

【報道関係の方からのお問い合わせ先】

UR都市機構 本社 広報室 広報課

（電話）045-650-0887